

JPCA NEWS

一般社団法人
日本写真著作権協会
Japan Photographic Copyright Association



photo: Kenji Ishiguro

photo: 石黒健治 / Kenji Ishiguro / HJPI320110000009

CONTENTS

LATEST NEWS 最新ニュース

CP+2025 水谷章人 & 棚井文雄の写真著作権トークセッション開催 [p4](#)

文化庁「文化審議会著作権分科会」報告 [p4](#)

「渋谷猫張り子 無断改変事件」続報 [p5](#)

写真家 あがた・せいじ氏 写真著作権に係る功労者として表彰 [p8](#)

「JPCA-日本写真著作権協会写真展」を開催 [p18](#)

REPORT レポート

日本写真学会 招待講演「画像生成AIと著作権」 [p8](#)

READER'S OPINION リーダーズオピニオン

「著作権者人格権」一肝心なのは気持ちーハセベバクシンオー氏の思いとは？ [p14](#)

COPYRIGHT 著作権入門

著作権者人格権を守るために [p19](#)

GALLERY ギャラリー

石黒健治 [p2](#) [p6](#) [p10](#) [p16](#)

JPCA会員団体

公益社団法人日本写真家協会 (JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)
一般社団法人日本写真文化協会 (文協)
日本肖像写真家協会 (日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)
全日本写真連盟 (全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)
日本風景写真協会 (JNP)
公益社団法人日本写真協会 (PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会 (ANSP)



石黒健治 / Kenji Ishiguro / HJPI320110000009
広島県
1965年



石黒健治 / Kenji Ishiguro / HJPI320110000009
広島県
1965年

CP+ 2025 水谷章人 & 棚井文雄の 写真著作権トークセッション開催



「得する著作権・損する著作権
ーストリートスナップとスポーツ写真ー」

CP+ 2025
ステージイベント
photo: 池永一夫
HJPI321110005010

「CP+ CAMERA & PHOTO IMAGING SHOW 2025」が、2025年2月26日～3月1日の会期でパシフィコ横浜にて開催されました。2月26日には主催者企画の写真著作権トークセッション「得する著作権・損する著作権」に、日本スポーツ写真協会名誉会長の水谷章人、日本写真著作権協会常務理事の棚井文雄の二人の写真家が登壇しました。参加者、先着100名に『写真家のための著作権ハンドブック』（日本広告写真家協会刊）を贈呈し、オンラインによる配信も行われました。

水谷氏の話は、タイトル通りの写真著作権を大切にしてきたからこそ今があるという貴重な内容でした。棚井氏の問いかけに答えるかたちで、水谷氏のデビュー作となった“スキー”作品を放映しながらセッションが進んでいきました。モノクロームの光と影とクローズアップをテーマに、個性的でなくてはならない、他の写真家とは同じものを撮らないことがインパクトある作品となったこと、そして作品の美しさを追求するために看板などの広告物を入れずに撮影したことなど、興味深い内容でした。

棚井氏は、写真著作権の話と自身の取り組む“ストリートスナップ”作品の紹介を織り交ぜながら、水谷氏とトークセッション。まず、写真著作権の基本的

な知識や先人が築いた保護期間の変遷と仕組みなどを解説。続いて、最近のフォトコンテストの問題点として、応募要項を読み解かなくてはならないことを力説しました。さらに、写真の使われ方による2つのポスターを例に挙げて、「著作者人格権」がいかに大切であるかを説明しました。また、作品をオフファンワークス（孤児著作物）にしないため、デジタルではメタ情報に名前を入れることや、作品を雑誌やウェブサイトなどで発表する際には必ず撮影者の名前を作品の近くに入れるべきだと説きました。その点において、水谷氏の作品は氏名表示がしっかりとされていて、デビュー当初から一貫していたと、その大切さを語りました。

さらに棚井氏は、自身のストリートスナップの撮影スタイルを紹介。街の表情を捉えるために、舞台をイメージして待ち続ける。そのためには同じ場所に毎日通うこともあり、それは棚井氏が中国や欧米で撮り続けてきた人々が写る作品も、そして光り輝く教会の姿を捉えた作品も同様です。続いて、自身の撮影スタイルと、ジャンルの異なる水谷氏のスポーツ（スキー）写真との共通点を解説し、あらためて水谷氏の作品の魅力を伝えました。トークセッションというスタイルで、写真家が守るべきものが何かを訴えた貴重な45分間でした。

記：池永一夫（写真家）

得する著作権・損する著作権
ーストリートスナップとスポーツ写真ー
水谷章人 / 棚井文雄



文化庁「文化審議会著作権分科会」報告

「第24期 第72回 文化審議会著作権分科会」に写真家・棚井文雄（JPCA常務理事）が出席し、写真界の取り組みを示した。

2025年3月24日、文化庁「文化審議会著作権分科会」が開催され、使用料部会及び政策小委員会の審議（私的録画、著作権者不明等の著作物の利用に係る補償金）の経過報告が行われた。次に、政策小委員会においてDX時代に対応した著作物

の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に関わる基本政策、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方、著作権法制度に関する専門的事項についての報告があった。続いて、著作権分科会委員の発言が求められた。

写真分野からは、棚井文雄氏が写真界の取り組みを次のように示した。「昨年末から今年にかけての当会の取り組みについてお話しさせていただきます。当会は（中略）現在進められています分野横断権利情報検索システムへの対応、また、授業目的公衆送信補償金制度に関する補助金分配を円滑に進めるために、新たにアウトサイダーを対象とした登録団体の制度を制定しました。（中略）今後とも写真の著作権の普及啓発活動とともに、写真分野における著作者・著作権者の把握に努めていきたいと思います」。

今後、DX時代において急速に発展する技術、サービス。生成 AI を取りまく課題、利用とその対価還元に著作権管理の重要性がこれまで以上に高まるだろう。そのような時代にあって、棚井氏が進める活動は大変重要な取り組みであり、その動きを写真界を代表して写真家が発することは意義深いことだ。

記：池永一夫

「渋谷猫張り子 無断改変事件」 続報

『JPCA NEWS』vol.36 で報じた『渋谷猫張り子』無断改変事件。その作品は、紆余曲折の後、修復作業を終え2024年1月にお披露目展示されているが、本年春、あらためて常設展示実現への願いを込めた「渋谷猫張り子 in 渋谷サクラステージ」が開催（2025年3月2日～26日）された。

この事件は、ジャンルを超えてすべてのクリエイターに衝撃を与える最悪の同一性保持権侵害として注目されていた。そもそも、吉田朗氏が制作した作品『渋谷猫張り子』は渋谷の商業施設内に常設で設置されていたが、2022年9月に無惨な姿に改変されているのが発覚。設置場所の大手不動産会社などと話し合いが行われたが、誠意ある回答が得られず決裂、作者とマネジメント会社は2023年2月23日にウェブサイトで事件を公表した。

その後、「無断改変された作品を救う」署名活動が大きな反響を呼び、同年4月には設置場所から撤去後「行方不明」とされていた作品と所有権を作者の手元に取り戻すことができたとのことだが、ユカリアート代表の三潋ゆかり氏は作品の状態は器物損壊に近い酷さだったと語る。吉田氏は作品の修復作業に取りかかったが、黒いラッピングシートの剥離、強い粘着剤の取り除き、改ざんの際カッターナイフで付けられた深い傷の補修などの作業に苦労し、半年超の時間を要したとのことだ。

また、並行して不動産会社などとの交渉を継続し、全面的に納得したわけではないが、不動産会社が改変の事実関係を認め、謝罪文の提出や弁護士費用等経済的負担の一部も補償されることになったため、合意に至ったことを発表（2023年11月22日）した。

もともとは常設だった『渋谷猫張り子』。渋谷サクラステージでの展示に際して、吉田氏と三潋氏はそれぞれ「ステップを踏みながら常設に漕ぎつきたい」「常設の足掛かりにしたい」と語った。

記：加藤雅昭（写真著作権アドバイザー）

【参考文献】

JPCA NEWS vol.36

https://jpca.gr.jp/jpca_news/vol036/

「渋谷猫張り子」公式サイト

<https://shibuyanekohariko.jp/>



『渋谷猫張り子』
2025年3月2日撮影
渋谷サクラステージ
photo：加藤雅昭 / HJPI320110001771



photo: Kenji Ishiguro

石黒健治 / Kenji Ishiguro / HJPI320110000009
広島県
1965年



石黒健治 / Kenji Ishiguro / HJPI320110000009
広島県
1965年

日本写真学会 招待講演 「画像生成 AI と著作権」

2025 年 6 月 1 日「写真の日」に行われた「招待講演」に、JPCA 常務理事・棚井文雄が登壇し、著作者（写真家）の立場から生成 AI と写真著作権について語った。
学芸員の奈良本氏にレポートしていただいた。

2025 年 5 月 31 日と 6 月 1 日の両日、東京工芸大学中野キャンパスにおいて、2025 年度日本写真学会年次大会が開催された（主催：一般社団法人日本写真学会）。本大会では、学会創立 100 周年を記念して 5 つの招待講演が行われ、そのひとつとして棚井文雄氏が「画像生成 AI と著作権」をテーマに講演した。

日本写真学会には、写真や画像の研究開発に携わる研究者や技術者が多く所属しており、各セッションで発表される内容も、新たな撮影技術や画像解析に関するものが少なくない。そのなかで、表現者として写真に関わる棚井氏の講演は学会会員の注目を集め、会場およびオンラインで多くの聴講者が耳を傾けた。

講演は、次の 5 つのポイントを確認しながら進んでいった。

1. 写真の著作物性とは
2. 生成 AI の学習
3. AI 生成物の著作物性とは
4. AI 生成物と著作権侵害
5. 写真家の役割

印象的だったのは、写真の著作物性についての解説で述べられた、かつての写真著作権法改正運動の中心人物のひとりだった丹野章の言葉と、それに対する棚井氏自身の解釈。丹野の「写真作品において芸術性と報道性、記録性などというものは一体」という言葉を、棚井氏は「写真は被写体（真実）と写真家の存在を示し、被写体と写真家との対峙、あるいは互いの交錯から生まれる関係性が、表裏一体となってうつることによって作品として成立する」と捉えていた。写真と生成 AI 画像は、やはり似て非な

るものと再認識させられた。

また、生成 AI の学習についての最新の情報も興味深かった。今年 5 月に発表されたばかりのアメリカ合衆国著作権局によるレポートで、「著作者の許諾がないまま学習が続けば、アーティストのすべての作品が本人の意に反して使用され、結果として同じようなコンテンツを生み出し、創作の生態系が破壊される」というもの。著作者の許諾のない画像を含む、ウェブ上の様々な情報を自由に学習している日本の AI 学習システムもこれに相当するはずで、講演を聴講していた研究者や技術者らにとっても強く意識されたのではないだろうか。

講演の最後、棚井氏は「我々が、人間が、新たな優れた著作物を創作していかない限り、将来的な AI の成長もない」と述べた。人間は AI を活用できる、しかし AI に利用されることはない。当然のことではあるが、改めて気付かされたように感じた。

講演後の質疑応答では、活発に意見が交わされた。画像が AI で生成されたものでなく、実写であることを証明する機能が搭載されたカメラについて意見を求められると、棚井氏はライカを中心にそういった流れがあることを伝えたうえで、これから撮影される写真については安全性が高くなる可能性がある一方、これまでに撮られた写真が問題になると回答。不安感、課題感がにじみ出た回答だった。

次にあがったのは、画像生成 AI に対してどのような脅威を抱いているかを尋ねる質問。すでに講演のなかで、AI で画像を生成した本人すら意識しないままに著作権を侵害されてしまうことが述べられていたが、ここでは AI 学習に関するルールが整備されないままに学習が進んでしまったことへの懸念が示された。まずは著作権の保護期間が終了した写

真から学習を進めるなどの方法はあったのではないかと、画像生成 AI の学習における早計なシステム構築を指摘した。この質疑応答では話されなかったが、以前、棚井氏が、子どもたちの創作意欲をそぐ可能性がある」とコメントした新聞記事も想起され、これは講演でも話題にあがった、新たな優れた著作物がないと AI は進化していかないという AI 開発側の課題にも繋がると、生成 AI が抱える問題はまだまだ多いと感じた。

質疑応答の前半は、画像生成 AI への対策が議論されたが、後半は、画像生成 AI の活用へと話題は移っていった。フォトコンテストへの生成 AI 画像の出品について、賞が制限されるなどするかという質問に対し、棚井氏は、写真のデジタル化が進んだ段階ですでに同様の問題が起こっていたと説明。「創作」部門を設置するなどの解決策を示し、写真家は画像生成 AI に反対しているわけでは決してなく、その活用と、著作物の保護のバランスをとるべきと述べた。自身、審査員としてフォトコンテストに関わることもある棚井氏から発せられた言葉は、説得力をもって参加者らに伝わったようだった。

最後に、生成 AI により、できなかった表現が可能になったなど前向きな動きはあるかという質問がされた。ゼロから画像を生成するのではなく、自身が撮影した写真に対して AI を活用するケースがみられると現況を伝えた棚井氏だが、写真家の多くは画像生成 AI に不安を抱いていることは事実で、その不安を解消することが大切であると締めくくった。

この講演を含むセッションの座長を務めた加藤隆志氏（富士フイルム）は、「画像生成 AI と著作権」は日本写真学会としても関心が高まっている話題だと説明。講演終了後、次のセッションが始まっても棚井氏の周囲にはさらなる意見を求める参加者らが絶えず、そうした学会の関心の高まりを裏付けるようだった。また、今年に入って立ち上げたという分科会では、棚井氏が委員を務める文化庁文化審議会著作権分科会の資料を読みながら見識を深めているとのことで、今後は学会でこうしたテーマの発表

が増加することが予想される。

画像生成 AI にかかわらず、技術開発に携わる研究者や技術者は対象を追求するがゆえに、エゴイスティックな方向に進んでしまうこともあるという。異なる立場の意見や考えとの接触は、研究者らに新たな視点をもたらす。今回の学会での棚井氏の講演は、より優れた研究や開発の一助となるに違いない。

記：川崎市市民ミュージアム 学芸員
奈良本真紀



招待講演に聴き入る聴講者ら
photo : Maki Naramoto

一般社団法人日本写真学会

1926 年、写真及び画像に関する学理並びにその応用の研究開発についての発表及び連絡、知識の交換、情報の提供等の場となることにより、写真及び画像に関する進歩普及を図り、もって学術、文化並びに産業の発展に寄与することを目的として創立された。

個人会員 611 名
団体会員 34 団体

奈良本真紀（ならもと・まき）

福井大学工学部電子工学科、京都造形芸術大学（現・京都芸術大学）芸術学部卒。越前和紙の里 紙の文化博物館、大岡信ことば館、公益財団法人小田原文化財団を経て現職。2016 年、写真アーカイブプロジェクトに参画。1962～64 年に NY で撮影されたネガを発掘しデジタルデータ化。また撮影当時の状況を記録し、写真集にまとめた。



photo: Kenji Ishiguro



石黒健治 / Kenji Ishiguro / HJPI320110000009
広島県
1965年



石黒健治 / Kenji Ishiguro / HJPI320110000009
広島県
1965年



石黒健治 / Kenji Ishiguro / HJPI320110000009
広島県
1965年

「著作者人格権」—肝心なのは気持ち— ハセベバクシンオー氏の思いとは？

協同組合日本シナリオ作家協会理事長のハセベバクシンオーと申します。

私は理事長就任前まで当協会の著作権委員会の委員長でしたので、この度は権利者の著作権関連に対する意識についてお話ししたいと思います。

著作権関連の話というのは、直接創作に関わるコトではないので普段はほとんど意識することはないと思いますが、脚本家に限らずクリエイターは、自身が活動するジャンルの著作権関係の歴史は知っておくべきと考えております。

脚本の分野も、著作権という概念が生まれたと同時に脚本家に権利が認められたわけでもなければ（その頃は映画自体が存在していなかったでしょう）、著作権制度が整備される過程で自然と現在の状況が出来上がったわけでもありません。今の状況が当たり前というわけではないのです。

脚本分野は、1970（昭和45）年の著作権法改正の際に、当協会の、そして協同組合日本脚本家連盟の偉大な先輩方の尽力で脚本が著作物であると認められたという経緯があります。

それは決してスムーズに運んだとは思えない経緯だったことは想像に難くはありません。そして、日本シナリオ作家協会も日本脚本家連盟も、この権利の維持や発展のための活動も行っております。現在それを引き継ぎ活動できている我々は、後の世代にも同様に、あるいはより良いカタチで引き継ぐ責任もあります。

このような事情もあり、感情的にも、当協会では権利制限については基本的には一切認めないというスタンスをとっております。

一方で、こうして獲得した権利は日本シナリオ作家協会、日本脚本家連盟のどちらにも加盟していないいわゆるアウトサイダーの脚本家の方々にも適用されています（脚本分野には2つの権利者団

体が存在しておりまして、そこにはまたストーリーがあるのですが、それはまた別の話ということで）。

恩着せがましいことを申し上げるつもりは毛頭ございませんが、そのようなアウトサイダーの方々にも当協会や日本脚本家連盟の活動をご理解いただき、できればご協力いただければと考えております。

権利制限といえば、当協会では、会員が脚本制作する際に、映画会社やテレビ局、ドラマ・アニメの制作会社などと結ぶ契約書の内容で疑問点や不安な箇所についての相談の受け付けも行っており、その中で近年、著作者人格権を不行使するように求める文言が入った契約書が多く存在することを確認し、問題視しております。

ご存じの通り、著作者人格権は、公表権、氏名表示権、同一性保持権が3要件といった具合に説明されますが、その本意は著作者や著作物に敬意を払うということです（著作者の思いを守る、というような言い方をされる場合もあります）。

先の3要件については、その敬意を具体的なカタチにするのであればこういうことになる、というだけのことです。肝心なのは、気持ちの問題です。

ですので、これを制限するということは、「あなた自身や、あなたが作ったモノ、そしてその創作のための苦しみを伴う作業（苦しいだけではありませんが、楽しい時間よりも苦しい時間の方が圧倒的に長いです。ただ、これには個人差があります）についても、リスペクトなんかする気はさらさらありませんよ」と言われた気がして非常に残念に感じます。

特段チャホヤして欲しいなどと考えているわけではありません。権利者は、利用者があってこそその著作物であることは理解しております。権利者が利用者に敬意を払っているように、相応の敬意が払われるべきではないかと考えている次第です。



ハセベバクシンオー氏

photo : 棚井文雄

HJPI320610000334

要は気持ちの問題です。

乱暴な言い方で誤解を招くかもしれませんが、例えば映画をテレビ放映する際に、テレビの番組枠の都合で一部カットしたが、その連絡が放映の後になってしまった（これは同一性保持権に抵触します）。そんなことも、信頼関係があるのであれば問題ないのです。

脚本制作中は、同じ方向を向いてモノ作りをしていたのに、いざ契約の段階になって著作権者人格権の不行使云々の契約書を持ち出されたら、たちまち引いてしまいます（本来、作業に入る前に契約は結ぶべきなのですが、その辺りは我々の業界の、また別の問題です）。

ことさら権利を主張して対立の構図を作りたいというわけではなく、我々の業界においては、利用者は共にコンテンツを作る大切なパートナー、あるいはそれを観客や視聴者などのユーザーに届けることを担う大切なパートナーでもありますので、ご理解いただければと存じます。

ハセベバクシンオー（小説家・脚本家）

東京生まれ、川崎育ち。

獨協大学経済学部卒業後、東映ビデオ企画制作部勤務を経て外資系レコード店でアルバイトを経験。映画監督で演出家の長谷部安春氏を父に持ち、姉は俳優の長谷部香苗さん。東映時代には、『BE-BOP-HIGH SCHOOL』など、十数本の作品をプロデュース。

2003年、第2回「このミステリーがすごい！」大賞において、「ビッグボーナス」で優秀賞・読者賞を受賞。受賞当時はハセノバクシンオーという名だった。ペンネームは、競走馬サクラバクシンオーに由来する。近年では、「長谷部 幕臣王」のペンネームを用いることもあり、2019年にはBS朝日で放送された時代劇スペシャル『紀州藩主 徳川吉宗』を手掛けた。

小説に、『ビッグボーナス』の他、『ダブルアップ』『ビッグタイム』『鑑識・米沢の事件簿～幻の女房～』『鑑識・米沢の事件簿2～知りすぎていた女～』などがある。テレビドラマ『相棒』のスピンオフ『相棒シリーズ 鑑識・米沢守の事件簿』が映画化（2009年）され、監督を父の長谷部安春が務めた。『ビッグコミック増刊』（小学館/2009年4月17日号）にて、こやす珠世作画で漫画化もされた。



石黒健治 / Kenji Ishiguro / HJPI320110000009
広島県
1965年



石黒健治 / Kenji Ishiguro / HJPI320110000009
広島県
1965年

石黒健治 (いしぐろ・けんじ)

1935年福井県生まれ。1959年桑沢デザイン研究所修了。同年、写真協会新人奨励賞受賞。写真集に、『健さん』『広島 HIROSHIMA NOW』『青春 1968』『ナチュラル ONENESS』『HIROSHIMA 1965』などがある。

原爆投下後20年を経て広島を訪れた石黒健治。その地に存在する翳り、「原爆の影のようなエアー」にレンズを向ける。そして、アメリカによって創設されたABCC(原爆傷害調査委員会)の行いに怒りを覚えていく。「目に見えない不思議なエアー」「ますます濃度を上げてくる〈何か〉」「不安、孤独、明るいうつ、不条理」。当時の広島を、石黒はそう表現する。

本誌に掲載した作品——石黒が拾い集めた影の断片を群れで見る。そのとき、写真家・石黒健治の存在とともに、氏がフィルムに焼き付けたHIROSHIMAが立ち上がってきた。(写真家・棚井文雄)



あがた・せいじ氏
photo: 加藤雅昭
HJPI320110001771

写真家 あがた・せいじ氏 写真著作権に係る功労者として表彰

写真家 あがた・せいじ

1937年、岩手県生まれ。井上ひさし『父と暮せば』をこまつ座初演から追いつけ、イタリア、ボローニャでのイタリア人による公演も撮影。写真展に『父と暮せば 三態』『On Stage』などがある。

本年は「日本写真著作権協会」（初代会長・渡辺義雄）の前身である「全日本写真著作者同盟」（初代委員長・渡辺義雄）の創立60周年にあたる。

2025年4月25日、写真家のあがた・せいじ氏に対し、写真著作権の確立のために誠心誠意を尽くし多大な貢献をしたことについて、日本写真著作権協会会長の田中秀幸より感謝状を贈り感謝の意を表した。あがた氏は学生時代より演劇運動に関わり、音楽鑑賞団体職員を経てフリー写真家となり舞台写真を中心に活動。その中で、写真著作権法改正運動の中心人物の一人、丹野章氏の要請を受けて、改正運動にも力を注いだ。日本写真家協会著作権担当理事在任中、会員からの著作権トラブルの相談窓口としても活動。あがた氏のアドバイスは法律論だけの硬い内容ではなく、それぞれのトラブルに沿った写真家目線の柔軟さと配慮、的確さを兼ね備え非常に好評であった。その後、文化庁文化審議会著作権分科会委員、協同組合日本写真家ユニオン理事などを務めた。

・視覚芸術分野を代表し、「日本複製権センター」（JRRC）の設立（1991年）に参加、今日の写真・美術への複製権使用料分配の流れの基礎を築いた。

・美術・写真・グラフィックアート3分野の団体に構成する「日本美術著作権機構」の設立（1995年）に丹野章氏と共に参加し役員を務める。視覚芸術に関する著作権管理体制の在り方、視覚芸術をめぐる著作権の課題などに取り組んだ。

・日本著作権情報センター（CRIC）、「デジタル時代の著作権協議会（CCD）」に参加、写真分野の立場から意見を述べ、小委員会の副主査を務めた。

・文藝、美術、写真、音楽等、様々な分野の創作者団体から成る「日本著作者団体協議会」（著団協）に写真分野の立場で参加し、著作権問題の情報収集・意見交換など、同協議会の活動に協力した。

※あがた氏の活動歴は権利者団体から提供いただいた資料を再編集して掲載

記：加藤雅昭（写真著作権アドバイザー）

「JPCA-日本写真著作権協会写真展」を開催

会員団体からの代表作品を展示

日本写真著作権協会（JPCA）は、日本を代表する11の写真団体を会員とし、写真著作権の擁護と写真作品の適正利用を図るための啓発活動をしています。前身である全日本写真著作者同盟（初代委員長・渡辺義雄）から、今年で60周年を迎えます。

昨年6月には、60周年を前にパシフィコ横浜で開催された「PHOTONEXT2024」において、「第一回 JPCA-日本写真著作権協会写真展」を催し、多くの来場者に活動を伝えることができました。第二回は、

さらに作品数を増やし40点余りを「JCII CLUB 25」にて2025年4月29日～5月11日の会期で展示しました。

各会員団体を代表する作品には独特のメッセージがあり、来場者を楽しませました。また、自身の撮影した写真の著作権を大切にするためにもオーファンワークス（孤児著作物）にしないことが大切であり、そのために氏名表示が重要であること、また、JPCAが会員団体の職業写真家を中心に附番している「著作権者ID」の有効性を伝えました。

記：池永一夫（写真家）

著作者人格権を守るために

本誌では、写真著作権を中心に誌面を構成していますが、その中でも著作者の人格的利益の保護を目的とする「著作者人格権」については幾度となく取り上げています。しかし、著作者人格権がらみの著作権侵害事件は後を絶ちません。今号5ページの「渋谷猫張り子 無断改変事件」も、vol.40の作者自らが命を絶つという最悪の結末となった「セクシー田中さん事件」も著作者人格権の中の「同一性保持権」に関わる事件でした。著作権法は「著作者の思想又は感情に対する表現を大切にすることが根底にあり、これらの事件に共通するのは作品を創り出したクリエイターや作品への敬意の欠如に他なりません。

■著作者人格権の基本

著作者人格権とは著作者の人格的利益の保護を目的とする権利です。主に下記3つの権利で構成され著作者の名誉声望を害する利用が禁止されています。

- (1) 氏名表示の有無の決定（氏名表示権）
- (2) 公表するかどうかの決定（公表権）
- (3) 改変されない権利（同一性保持権）

著作者人格権は著作者のみに帰属する権利で、譲渡も相続もできません（一身専属権）。また、著作者自身も、自らの著作者人格権を放棄することはできず、著作者人格権の「行使」を放棄することもできません。この権利は著作者の死亡により消滅しますが、死後であっても著作者の意に反するような利用は禁じられています。

近年、写真家の契約書やフォトコンテストの応募要項などに「著作者人格権に基づく権利の主張を一切行わない」との文言が当たり前のように記述されています。写真家や写真愛好家にとって財産権としての著作権（著作財産権）も重要なのですが、著作者の人格を尊重する大陸法をベースにしている我が国の著作権法では著作者人格権こそが著作権のベースとも言えるとても大切な権利なのです。それにもかかわらず、著作者人格権を未知の改変を含めて包括的に放棄することを強要する「著作者人格権不行使特約」が横行しているのが現実です。

しかし、同意は具体的な行為についてなされなければならないにもかかわらず、未知の改変を含めた包括的な同意を求めていますので、効力があるのかどうかは相当に疑わしいと言わざるを得ません。

契約書やフォトコンテストの応募要項において、これらの「著作者人格権不行使特約」が有効であると主張する企業や団体は、著作物を自由に使用おうとする身勝手な考え方に基づいた著作者人格権の法理に反する主張を繰り返しているということであり、公序良俗に反すると言えます。優越的な地位を利用し、著作者人格権不行使を強要するような企業や団体は人格に配慮しない企業・団体として非難されて然るべきですから、毅然として写真家はそのような仕事は受けないこと、写真愛好家はフォトコンテストに応募しないということが単純かつ有効な対抗策となるでしょう。

記：加藤雅昭

写真著作権テキストブック

『考える写真著作権』を刊行

この度、日本写真著作権協会は、写真著作権テキストブック『考える写真著作権』を2025年3月に刊行^{*1}しました。本誌『JPCA NEWS』のQ&Aページ^{*2}を中心とした掲載記事、写真・カメラ雑誌への寄稿記事、5年に及んだ写真著作権裁判の経験談、写真著作権法確立運動の歴史、写真著作権にまつわるコラム、知的財産法を専門とする弁護士が語る「写真著作権」、そして、写真著作権の歴史を知る写真家たちへのインタビューも収めています。

『考える写真著作権』B6版 / 144ページ（日本写真著作権協会刊 / 2025年）

著者：棚井文雄 / 加藤雅昭

*1 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会の共通目的事業として制作

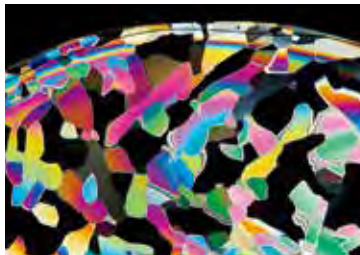
*2 『JPCA NEWS』Q&Aページは次号より再開します

第46回SSP展「自然を楽しむ科学の眼2025—2026」

一般社団法人 日本自然科学写真協会
後援 環境省



戸塚 学「ダルマなスズガモ」



伊知地 国夫「薄氷の結晶模様」



飯田 能之「オオモンカエルアンコウ幼魚」



田中 碧「湖岸で吸水するキアゲハ」

■ 新潟展 水の駅「ビュー福島潟」
2025年8月2日(土)～9月7日(日)

■ 富山展 富山市科学博物館
2025年10月29日(水)～11月26日(水)

■ 島根展 島根県立三瓶自然館サヒメル
2025年12月6日(土)～2026年1月12日(月)

■ 広島展 5-Daysこども文化科学館
2026年1月31日(土)～2月23日(月・祝)

■ 明石展 明石市立天文科学館(会場: 明石市立
勤労福祉会館)
2026年3月7日(土)～3月29日(日)

■ 宮崎展 宮崎県総合博物館
2026年4月25日(土)～6月7日(日) (予定)

SSP (日本自然科学写真協会) 事務局 〒102-0076 東京都千代田区五番町5-6 ビラカーサ五番町208 TEL・FAX 03-3264-3383 E-mail ssp@ssp-japan.org HP <https://www.ssp-japan.org>

YOU

写真作品がオーファンワークスにならないために 氏名表示はとても重要です

撮影者を「親」、作品を「子」に例えて、撮影者(権利者)が不明になった作品(著作物)をオーファンワークス(孤児著作物)と呼びます。

このような作品は、たとえその作品を利用したい人が現れても利用の許諾を得ることが難しく埋もれていく可能性があります。

あなたの作品をそのような状況に置かないためにも

作品公表の際には、必ず氏名表示をしましょう。

写真著作権を大切に。

ARE

A COPYRIGHT OWNER

一般社団法人
日本写真著作権協会
〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403

<https://jpca.gr.jp>

JPCA NEWS

JPCA NEWS vol.42 2025年8月

発行 一般社団法人日本写真著作権協会

発行人 田中秀幸

編集人 棚井文雄

URL : <https://jpca.gr.jp>

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403

TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

cover image

『石黒健治作品集1 広島 HIROSHIMA NOW』(1970年)より
広島県 / 1965年

撮影から60年が経ち、今回ネガ探しをしながらつくづく感じたことがある。
それは当時選んだ写真が、「いま、通じるか」という恐怖感である。ネガ選びは、
第2の撮影と言われている。(写真・文:石黒健治)